

北方の国際貿易と蝦夷錦

佐々木 史郎

①国立アイヌ民族博物館では、衣類はときおり展示替えされるので、展示されているときとそうでないときがある。

江戸時代、大名、武家、寺社、裕福な商家などのあいだで「^{えぞにしき}蝦夷錦」と呼ばれた絹織物が珍重された。その痕跡は現在でも、たとえば北海道の函館市北方民族資料館や白老町にある国立アイヌ民族博物館①で展示されている蝦夷錦の上衣やそれを使った衣装などにみとることができる。また、本州でも日本海側の地域を中心に古い寺院などに蝦夷錦の布を使った^{ふくさ}袱紗や袷裳などが残されている。

「蝦夷」とは、地理的には現在の北海道、サハリン(樺太)、千島列島(クリル列島)一帯を指し、またそこに暮らしてきた人々、すなわち現在のアイヌ民族の祖先を指す呼称でもあった。この言葉はおもに日本の中世から近世にかけての時代に使われていたもので、そこには差別的な意味合いが含まれるので、現在ではこの言葉を使うには注意を要する。蝦夷錦とはその北海道、サハリン、千島列島からなる地域を経由して本州以南の地域に渡ってきた中国製の絹織物である。その經由地が謎に包まれた北方地域だったことがその希少価値を高めたのかもしれない。

しかし、その実は中国の王朝の宮廷で使われていた官服あるいはそのための生地だった。綾織、^{しほす}縹子織、ときにはからみ織(紗)の絹地に、織りや刺繍で竜あるいは牡丹等の花、雲や波といった文様がほどこされている。色は青系統、赤系統、黄系統など様々である。竜文の数も多様で、その竜の爪の数も3本、4本、5本と何種類かある。それらは本来宮廷での地位を反映するというようになっていた。

そのような中国の宮廷の服が、なぜ中国との貿易が認められていた長崎や中国の王朝に朝貢していた琉球ではなく、北回りで日本にきたのだろうか？ 江戸時代は「鎖国」と呼ばれて、長崎のような限られた港以外には外国貿易はできなかったはずではないだろうか？ 本稿ではそのような疑問に答えていきたいと思う。

アイヌの大陸交流

②「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(通称「アイヌ施策推進法」2019年施行)第1条による。

今日、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である」と法律②でも規定され、広く認知されつつあるアイヌ民族は、もともと北海道だけでなく、南は津軽半島、下北半島から北はサハリン中部、北東は千島列島からカムチャツカ半島の南端にまで居住地域を広げていた。このような居住分布は恐らく15世紀には成立して

いたと考えられる。とくに北のサハリンについては13世紀にはすでにアイヌが暮らしていた。それは、中国の元王朝(1271~1368)の時代を記した公式記録である『元史』や当時の文章をまとめた『国朝文類』(または『元文類』)に登場するアイヌの祖先と思われる集団の動きから知ることができる。ちなみに元とは、チンギス=カンが興したモンゴル帝国が中国を支配するときに名乗った王朝名で、正式には5代目クビライの時代から使われる。その『元史』によれば、1264年にモンゴル軍が海を渡って「骨嵬」と称する人々と戦い、彼らを破ったという。ここに登場する骨嵬は、アイヌの祖先を指すといわれる。また、モンゴル軍が海を渡って行った先は現在のサハリンである③。

骨嵬はその後1280年代から1300年代にかけてモンゴル軍と武力衝突を繰り返し、ときには間宮海峽をこえて大陸側にも攻め込むことがあったが、1308年にモンゴル側と和睦し、毎年、毛皮をたずさえて朝貢することになった。それ以降、元の文書には骨嵬が記録されなくなるが、安定した朝貢関係がしばらく続いたと想像されている。

元を漠北に追いやった漢民族の明王朝(1368~1644)は15世紀初め、永楽帝(在位1402~24)の時代にサハリンにまで勢力をのぼす。そのとき骨嵬は苦夷、苦兀などと表された。しかし、明の直接支配は長続きせず、サハリンと対岸のアムール川流域は、中国東北地方に割拠した女真と呼ばれた人々との交易を通じた関係を保つにとどまった。中国の王朝がサハリンにまで再び直接支配の手をのぼすのは、女真の子孫である満洲が築いた清王朝(1616~1912)の時代である。

この時代にモンゴル軍と戦い、明と接触をもった骨嵬や苦兀の子孫が、のちに「樺太アイヌ」と呼ばれ、「エンチウ」とも自称する人々である。

清のアムール川下流域・サハリン支配と蝦夷錦

現在日本各地に残されている「蝦夷錦」の大半は、清の時代の官服あるいはその生地である。清は中国東北地方からロシア極東地域を本来の居住地としていた満洲(マンジュ)と自称する人々が築いた王朝である。彼らは昔からアムール川流域やサハリンとは毛皮交易を通じて結びついていた。しかし17世紀半ば、そこに突然、北と西からロシア人が侵入してきた。清はこの地をめぐるロシアと40年以上にわたって激しい攻防を繰り返した。最終的には1689年に締結されたネルチンスク条約によって、清はアムール川流域を領土とすることができた。そしてさらに、その河口からみえるサハリンにも支配の手をのぼした。サハリンにいたアイヌ(清はアイヌをクィエと呼び、庫葉または庫頁などの字をあてた)を毛皮貢納民として正式に組織したのは1732年である。そのときの支配領域は、清が有力者を任命した村の分布からみると、西海岸ではナヨロ、東海岸ではナイブツが南限だったようである(図)。つまり、アニワ湾に面した地域や南に突き出た2つの半島までは支配はおよばなかった。

清のアムール川下流域からサハリンにかけての地域の住民に対する支配体制は毛皮貢納を柱としていた。すなわち、毛皮貢納民として登録した世帯(戸)に対して、

③ 中村和之「中世・近世アイヌ論」(『岩波講座日本歴史20 地域論(テーマ巻1)』(岩波書店、2014年)所収)を参照。

1世帯あたり毎年1枚のクロテンの毛皮を清の宮廷におさめることを義務とし、その見返りに何反かの青い綿織物を与えた。また、毛皮貢納民をハラ(氏族)、ガシャン(集落)、ポー(戸あるいは世帯)という単位で登録し、ハラとガシャンにはその長といった役職を設定して、それに任命した人物には特別に絹織物の官服を支給した。清は毛皮貢納民の戸数を1750年に固定し、以後それ以上増やさない方針をとった。その時点の戸数はアムール川流域とサハリンをあわせて2,398戸(サハリン側148戸、大陸側2,250戸)^④で、そのうち絹織物の官服を受け取る権利をもつ者が300余名いた。彼らが毎年受け取ることができた服やその生地が「蝦夷錦」として、アイヌを通して日本側にもたらされたのである。

④遼寧省檔案館・遼寧社会科学院歴史研究所・瀋陽故宮博物館編『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』(1984年)を参照。

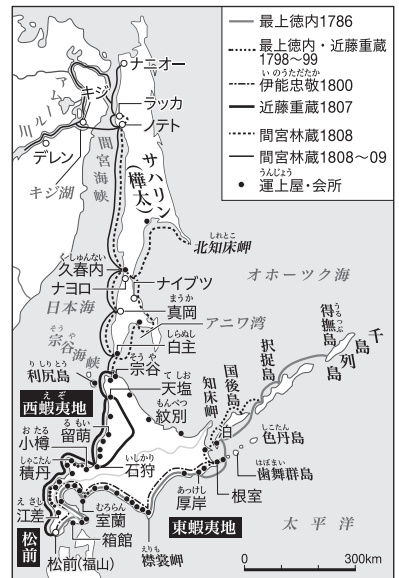


図 江戸幕府によるサハリン調査(『詳説日本史』日探705、山川出版社、2022年文部科学省検定済) p.206「北方調査関係図」より一部改編

清はアムール川下流域やサハリンの毛皮貢納民の支配拠点を牡丹江中流にあった寧古塔(満洲語ではニングタ)や、牡丹江が松花江に合流するところにあった三姓(同イラン・ハラ、現在の哈爾濱市依蘭鎮)という町においた。毛皮貢納民は原則、寧古塔や三姓まで毛皮をおさめにアムール川、松花江をさかのぼって行かなければならなかった。しかし、サハリンやアムール川河口周辺の地域はあまりにも遠いため、三姓から役人が出向いて出張所を設けて毛皮貢納を受け、恩賞の織物類の配布をおこなった。その出張所のなかでもっとも安定的に使われたのはアムール川右岸にあったキジ湖のほとりのキジという村で、そこはサハリンに向かう交易路がアムール川から分岐する地点だった。つまり、アムール川河口周辺からもサハリンからも人が集まりやすいところだった。この出張所はのちに清の力が衰えるとともに上流に後退する。間宮林蔵が調査に入った1809年にはデレン(「徳楞哩名假府」というところがあった^⑤)。

⑤間宮林蔵『東韃地方紀行』巻之中(国立公文書館デジタルアーカイブ、<https://www.digital.archives.go.jp/gallery/0000000517>(最終閲覧日:2022年12月20日))を参照。

清によるアムール川下流域とサハリンに対する支配は、18世紀中盤から後半にかけての高宗乾隆帝の時代(1735~96)が最盛期だった。この時代、清は毛皮貢納民たちの地域の治安を守るために、警察権や司法権も行使している。たとえば、1808年と09年にサハリンからアムール川最下流域を調査した間宮林蔵がサハリンでアイヌの古老から聞いた話では、アイヌが清に朝貢を始めた契機は、西海岸ナヨロ村のアイヌが、交易にやってきた大陸の商人たち(現在のアムール川下流域の先住民族ウリチやニヅフの祖先で、日本では「サンタン」、「スメレンクル」などと呼ばれた)に略奪行為をおこない、それを商人たちが清の役所に訴えたところがあったという。清はナヨロまで役人を派遣して略奪行為をしたアイヌのリーダーを取り押さえ、その子どもを人質として連れ帰るとともに、毎年毛皮を貢納することを義務づけた^⑥。

⑥間宮林蔵『北夷分界余話』附録(国立公文書館デジタルアーカイブ、<https://www.digital.archives.go.jp/gallery/0000000528>(最終閲覧日:2022年12月20日))を参照。

つまり、清には秩序を乱すような不法行為を取り押さえる力があり、それを法で裁く力もあった。ただ、実はその有力者はハラ・イ・ダに任命されていたことが中国側の記録から読み取ることができる。また、人質にされた子どもの1人は中国で教育を受け、漢文と満文の読み書きができるようになったうえ、揚忠貞という中国風の名前をもらい、ハラ・イ・ダを継ぐとともに、サハリンでもっとも権威をもつ人物になった。彼は日本ではヨーチテアイノの名前で知られ、その子孫は明治期まで続くアイヌの有力者の家系となる。

しかし、清の力も乾隆時代末期には弱体化し、1800年代に入る頃にはこのような警察権や司法権を行使することもなくなり^⑦、毛皮貢納民たちも自分たちの都合で朝貢に出向いたり出向かなかつたりするようになった。ことに北京からみてもっとも遠隔地だったサハリン東海岸のアイヌは南から進出してくる日本との政治経済的な結びつきを強めて、清との関係を放棄していく。

松前藩、江戸幕府のサハリン進出と蝦夷錦の流入

北回りしてくる中国産の絹織物が日本側の記録に表れるようになるのがいつ頃からは議論がわかれるところである。一説には12世紀の記録である『中外抄』に登場する「えぞいわぬ錦」が「蝦夷錦」を表しているという説もあるが^⑧、それには異論も多い。ほぼ確実視されているのは、松前家初代当主松前慶広(蠣崎慶広)が1593年に肥前名護屋城において豊臣秀吉に謁見したあと、徳川家康にも謁見し、その際に家康に贈ったとされる「唐衣」である^⑨。

江戸時代も半ばにさしかかる18世紀になると、蝦夷錦に関する情報も増えてくる。たとえば、新井白石の『蝦夷志』(1720年)や坂倉源次郎の『北海随筆』(1739年)などでも「蝦夷地」の物産として取り上げられている。物流の活性化により、絹織物や玉類などの「蝦夷地」の物産が江戸の大名や商家でも注目されるようになってきたことが理由かもしれない。

蝦夷錦はそれを取引していたアイヌ自身が着用することはまれだったといわれるが、絵画ではそれを着た姿で描かれることがある。たとえば、アイヌの姿を描いたもっとも初期の絵師といわれる宝暦年間(1750年代)に活躍した小玉貞良の作品でも、蝦夷錦を着用した人物が描かれている。また、1789年のクナシリ・メナシの戦いの鎮圧に協力した12人のアイヌの首長たちを描いた蠣崎波響の『夷酋列像』(1790年)では、全員が蝦夷錦を纏った姿で描かれた。他方、実際にアイヌが蝦夷錦を着用していた例としては、松前家の家老を勤めた松前広長の『松前志』(天明元年(1781年)の序がある)の記述がある。それによれば、安永年間(1770年代)に先に触れたヨーチテアイノが宗谷までやってきたことがあったが、そのとき、松前の役人に会うのに3本爪の竜が描かれた蝦夷錦(「女直錦」^{ジツトク})の上衣を着ていたという^⑩。

蝦夷錦は松前藩では「軽物」、すなわち藩主が取り扱う品物とされていた。松前家はアイヌから手に入れた蝦夷錦を、おもに大名や寺社への贈答品として活用した。松前家の蔵には蝦夷錦が多数収蔵されていて、蠣崎波響はそれらを実見して『夷酋列像』を描いたと考えられている。

⑦中村小市郎『唐松の根』(大阪大学懐徳堂文庫)を参照。

⑧洞富雄『北方領土の歴史と将来』(新樹社、1973年)を参照。

⑨松前景広『新羅之記録』(市立函館博物館、1937年)(国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1230384>(最終閲覧日:2022年12月20日))による。その記述には「唐衣而従奥狄唐渡之島持来」とある。

⑩松前広長『松前志』巻之二地理部上(大友喜作編『北門叢書』第二冊(国書刊行会、1972年)所収)を参照。

松前藩は長らく北海道北端の宗谷の商場をサハリンからくるアイヌとの取引の場として使っていたが、1790年にサハリン南端の^{しらぬし}白主に会所を設置して、そこを拠点として蝦夷錦や玉類、ワシ・タカの尾羽などの中国、あるいはアムール、サハリンから渡ってくる品物の取引をおこなった。白主へはサンタン、スメレンクルなどの大陸側の商人(以下とりあえず「サンタン商人」と呼ぶことにする)も訪れ、アイヌと取引をした。ただし、松前藩は彼らとは直接接触せず、アイヌを介して蝦夷錦などを手に入れた。それは幕府から密貿易の疑いをかけられるのを恐れたためであるといわれる。しかし、そのことがアイヌ側に莫大な借財を負わせることになる。

幕府の北方政策の転換と交易の隆盛・衰退

清の乾隆帝が健在だった18世紀のあいだは、毛皮貢納民たちによる交易活動も清の統制下にあった。それはまた、サンタン商人たちがアイヌや日本の役人に対して強気の姿勢でのぞむことができた理由でもあった。彼らには商品先渡しで代金を翌年に支払うという商慣習が普及しており、アイヌもそれにしたがって蝦夷錦をサンタン商人などから手に入れ、松前藩に供出した。しかし、恐らく松前藩は代金の支払いに関してきちんとした対応をしなかったのだろう。アイヌ側の支払いはクロテンなどの毛皮でおこなわれたが、支払いに必要な毛皮を確保できず、しだいにアイヌは商人に対する負債を積み上げていった。1800年前後の頃、サハリンではアイヌの負債が社会問題化していた。その様子は最上徳内や松田伝十郎が克明に記している^①。

しかも、18世紀後半から顕著になってきたロシアの千島列島方面への進出に対する対策もあり、江戸幕府は蝦夷地を直轄地化することを進める。1799年には北海道の太平洋側の地域(東蝦夷地)を仮上知し、1807年には松前藩を陸奥梁川に移封して、北海道やサハリン、千島列島も含む全蝦夷地を直轄地化した。

この時代にサンタン商人たちとの交易活動の改革を進め、南サハリンにおける日本側の実効支配を強めるのに貢献したのが松田伝十郎である。彼は1808年に間宮林蔵とともにサハリンを調査し、翌年から毎年白主に詰めてサンタン商人たちの活動の統制に乗り出した。彼の「改革」は以下の点に集約できる。

まず、白主会所における秩序を回復させるためにサンタン商人たちの幕府の役人に対する態度を改めさせた。つぎにアイヌのサンタン商人たちに対する負債を幕府の費用で皆済した。さらに、サンタン商人との取引にアイヌを挟むことをやめ、役人の立ち会いのもとに日本の商人が直接サンタン商人たちと取引するようにした。そして、商品先渡し代金後払いの慣習をやめ、取引の決済を即座にすますことにした。また、サンタン商人たちがもたらす蝦夷錦やガラス玉、ワシ・タカの尾羽などの商品と、日本側が支払いに使う毛皮類や鍋や刃物などの鉄製品との交換比率を策定した。彼はサンタン商人たちにも信用されていたサハリン産クロテンを価格の基準に設けた。

これにより、サハリン南端の白主におけるサンタン商人たちの交易は完全に幕府公認の、幕府が統制する「国際貿易」となった。というのは、サンタン商人たちは幕

① 最上徳内「蝦夷草紙後篇」(大友喜作編『北門叢書』第三冊(国書刊行会、1972年)所収)、松田伝十郎『北夷談』第四(国立公文書館デジタルアーカイブ、<https://www.digital.archives.go.jp/img/3977467>(最終閲覧日:2022年12月20日))を参照。

府からみれば清に服属する「外国人」だからである。貿易と呼ぶには規模的には長崎には遠くおよばないが、海保嶺夫の研究によって、自主での蝦夷錦の取引が意外と「大量」だったことが明らかにされている^⑫。たとえば1853年の取引では総計1,000mをこえる蝦夷錦の反物がもたらされている。

また、幕府が統制を加えることでサンタン商人たちの活動が衰退したのではなく、かえって活性化したことも注目しなければならない。というのは、アイヌとの取引では債権は膨らむが、それが返済される見込みが立たなかった。しかし、幕府が統制するようになってからは、支払いがとどこおることがなくなったのである。また、伝十郎が設定した交換比率はサンタン商人側に莫大な利益をもたらした。それは、日本と中国のあいだでの毛皮と絹織物の価格の相違に起因する。たとえば、中国やサンタン商人たちの地元ではクロテンの毛皮2～3枚で絹織物の上衣が買えるが、日本側にその上衣を売れば、クロテン数十枚にもなるのである。サンタン商人たちがそのような儲け話を見逃すわけがない^⑬。

ここで1つ注意しなければならないのは、松田伝十郎の改革によって地元のアイヌがこの交易から疎外されてしまった点である。アイヌにとってもこの交易は松前藩に供出する蝦夷錦の確保だけでなく、自分たちの生活や社会、文化を維持するための様々な物資を手に入れるのに不可欠な活動だった。しかし、サンタン商人たちとの直接取引を禁じられたために、サハリンでもアイヌは日本の商人たちがもたらす物資に頼らざるをえなくなる。それによってサハリンにおける日本側の政治経済的な力が増大し、清の力はますます弱くなっていく。その間にロシアが再びアムール川とサハリンに進出し、そのために1822年に一度松前藩に返還した蝦夷地を、幕府は1855年に再び直轄地化する。

自主における幕府公認の交易活動は大政奉還がおこなわれた1867年まで続き、翌68年に明治政府によって廃止された。サンタン商人たちのサハリンへの来航はそれ以降も続くが、日本側がそこから撤退したために従来の利益を得ることはできなくなった。彼らの活動は中国製品やのちに加わるロシア製品を地元住民に供給するだけになり、交易の意義がまったく変わってしまうのである。

その後、近代国家をめざす明治日本と帝政ロシアが宗谷海峡に国境を設定し(1875年樺太千島交換条約)、またロシアが清との国境を変更(1858年愛^{アイグン}琿条約、60年北京条約)したために、蝦夷錦が流通したアムール川とサハリンを経由した日中をつなぐ交易路は寸断された。その結果、この交易で栄えたサンタン商人をはじめとする地元の商人たちは急速に没落し、一見「未開」の狩猟採集民にみえるような状況におちいっていく。今日の北海道やロシア極東地域における「先住民族問題」の来源はまさにここにある。

(ささき・しろう／国立アイヌ民族博物館館長)

⑫海保嶺夫「『北蝦夷地御引渡目録』について——嘉永6年(1853)の山丹交易」(『1990年度「北の歴史・文化交流研究事業」中間報告』北海道開拓記念館、1991年)を参照。

⑬佐々木史郎「サンタン交易の経済学」(菊池俊彦編『北東アジアの歴史と文化』(北海道大学出版会、2010年)所収)を参照。